

被災した際に受けられる各種制度

	制度	対象	内容	手続きに必要な物	担当課	
1	市民税・県民税の減免	地震、風水害、雪害、火災その他の災害により家屋または家財に10分の1以上の損害を受けた方	災害を受けた日以後に納期が到来する納付すべき税額の全部または一部を減免します	罹災証明書等の、被害があったことを確認できる書類	市民税課 市民税第一担当・第二担当 ☎049-224-5640	
2	固定資産税・都市計画税の減免	地震、風水害、雪害、火災その他の災害により固定資産(家屋・土地)に10分の1以上の被害を受けた場合 ※償却資産は10分の2以上	災害を受けた日以後に納期が到来する納付すべき税額(被災した固定資産に係るものに限る)の全部または一部を減免します	罹災証明書等の、被害があったことを確認できる書類	資産税課 管理担当 ☎049-224-5642	
3	市税等の徴収猶予	地震、風水害、火災その他の災害により財産に被害を受け、市税等を一時に納付することができない場合	1年以内の納付の猶予 ※猶予期間中は、新たに督促および滞納処分を受けることはありません。また、猶予期間中の延滞金は免除されます	※災害の内容により、添付書類が異なります	収税課 収税第一担当・第二担当・第三担当 ☎049-224-5691	
4	国民健康保険税の減免	水害による	国民健康保険に加入している世帯の世帯主で、居住する家屋が床上浸水の被害を受けた方	災害発生日以降1年以内に納期限を迎える保険税について、所得割額の8割を減免します	・国民健康保険被保険者証 ・罹災証明書等(床上浸水が確認できる書類)	国民健康保険課 資格賦課担当 ☎049-224-5833
		その他の	国民健康保険に加入している世帯の世帯主で、居住する家屋または財産に、10分の1以上の損害(損害保険等により補填される金額を除く)を受けた方	災害発生日以降1年以内に納期限を迎える保険税について、損害に応じて所得割額の一部を減免します	・国民健康保険被保険者証 ・罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	
5	国民健康保険一部負担金	免除	地震、風水害、火災、その他これらに類する災害により①～③のいずれかに該当し、国民健康保険の被保険者が著しく生活困難となったとき ① 主たる生計維持者の死亡 ② 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った ③ 居住する家屋に10分の5以上の損害を受けた	一部負担金を免除します(免除期間:3か月以内)	・国民健康保険被保険者証 ・罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	国民健康保険課 保険給付担当 ☎049-224-5836
		減額	地震、風水害、火災、その他これらに類する災害により①～③のいずれかに該当し、国民健康保険の被保険者が生活困難となったとき ① 主たる生計維持者の死亡 ② 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った ③ 居住する家屋に10分の3以上の損害を受けた	損害等の状況に応じて一部負担金を2割または5割減額します(減額期間:3か月以内)		
6	後期高齢者医療保険料の減免	①地震、火災、水害等により、居住している住宅が損壊、焼失、床上浸水等の損害を受けたとき ②家財が著しい損害を受けたとき (①および②のいずれの場合も、埼玉県後期高齢者医療広域連合の審査により決定されます)	保険料を50%から100%の範囲で減免します(被害の程度に応じて減免割合は異なります)	罹災証明書	高齢・障害医療課 後期高齢者医療資格担当 ☎049-224-5842	
7	後期高齢者医療一部負担金の免除	①地震、火災、水害等により、居住している住宅が損壊、焼失、床上浸水等の損害を受け、その住宅の延床面積の5割以上の損害を受けたとき ②家財その他の財産の損害額が世帯の資産の5割以上の損害を受けたとき 上記の①②のいずれかに該当し、かつ、一部負担金を支払うことが困難であると認められた方(埼玉県後期高齢者医療広域連合の審査により決定されます)	医療機関等の窓口負担金が減額または免除となります	罹災証明書	高齢・障害医療課 後期高齢者医療給付担当 ☎049-224-5842	
8	介護保険料の減免	以下の要件を全て満たすこと ①地震、風水害、火災等により、本人または主たる生計維持者の住宅、家財またはその他の財産について10分の3以上の損害を受けた場合(水害の場合は、床上浸水を対象とし、損害区分は10分の5未満とします) ②合計所得金額が1,000万円以下の方	発災月以降6か月分の保険料について、以下のとおり減免します ○合計所得金額が500万円以下の方 ・損害の程度により4分の3から4分の4を減免します ○合計所得金額が500万円を超える方 ・損害の程度により、4分の2から4分の3を減免します	罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	介護保険課 保険料資格担当 ☎049-224-5817	
9	介護保険利用者負担額の減免	介護保険被保険者本人または主たる生計維持者で、地震、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財、またはその他財産に著しい損害を受けた方	損害の程度および本人の所得に応じ、介護保険利用者負担額を30%～100%の範囲で減免します	罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	介護保険課 管理給付担当 ☎049-224-6402	
10	国民年金保険料の免除	地震、風水害、火災その他の災害により、被保険者が所有している住宅・家財・その他の財産につき被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合	事由の生じた日の前月分から翌年6月分まで、全額免除が受けられる場合があります	・罹災証明書(写し) ・被災状況届 ※保険金、損害賠償金等が支給される時はその証明書(写し)	市民課 国民年金担当 ☎049-224-5764 〒350-1196 川越市協田本町8-1 U-PLACE5階 日本年金機構 川越年金事務所 ☎049-242-2657	
11	利用者負担額(保育料)の軽減	地震、風水害、火災その他の災害により、その年に前年の所得額の10%を超える損失を生じた場合	雑損控除の算出方法に準じて試算した市民税所得割課税額または市民税減免後の市民税所得割課税額を基に利用者負担額(保育料)を再計算します	・被災証明書等の被害があったことを確認できる書類 ・災害関連支出の金額の領収を証する書類 ・保険金等による補てん額がわかる書類	保育課 入所担当 ☎049-224-5827	
12	ひとり親家庭等医療費支給の特例措置	被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方のうち、ひとり親家庭等医療費の受給者、またはその配偶者、扶養義務者であり、所得制限により資格停止となっている方	ひとり親家庭等医療費受給資格が停止している受給者の所得制限を解除し、翌年の12月31日まで資格を認定します ※災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した医療費の返還が必要となります	・被災状況書 ・罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	こども政策課 こども給付担当 ☎049-224-6278	

制度	対象	内容	手続きに必要な物	担当課	
13	特別児童扶養手当の特例措置	被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方のうち、特別児童扶養手当の受給資格者、またはその配偶者、扶養義務者であり、所得制限により支給停止となっている方	特別児童扶養手当が支給停止となっている受給者の所得制限を解除し、翌年の7月まで支給停止を解除します ※災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した特別児童扶養手当の返還が必要になります	・特別児童扶養手当被災状況書 ・罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	こども政策課 こども給付担当 ☎049-224-6278
14	母子父子寡婦福祉資金の償還猶予	地震、風水害、火災その他の災害により被害を受けた方で、資金を償還中の方	償還金の支払猶予(上限1年間)。また、猶予期間中は、督促および滞納処分を受けることはありません	被災証明書等の被害があったことを確認できる書類	こども家庭課 ひとり親支援担当 ☎049-224-5821
15	児童扶養手当の特例措置	被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方のうち、児童扶養手当の受給資格者、またはその配偶者、扶養義務者であり、所得制限により一部支給または全部支給停止となっている方	児童扶養手当が一部支給または全部支給停止となっている受給者の所得制限を解除し、翌年10月まで全部支給に変更します ※災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した児童扶養手当の全部または一部返還が必要になります	・児童扶養手当被災状況書 ・罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	こども家庭課 ひとり親支援担当 ☎049-224-5821
16	育英資金の返済猶予	地震、風水害、火災その他の災害により被災証明書の交付に該当する場合	1年間を上限として、返済を猶予します	・育英資金返済猶予願 ・被災証明書等の被害があったことを確認できる書類	教育総務課 総務担当 ☎049-224-6074
17	就学援助費の支給	地震、風水害、火災その他の災害により小中学校への就学が経済的に困難になった家庭 ※世帯の所得額から被害額を差し引いた額が、基準額を下回る場合に対象となります。なお、被害額は保険等による補てん額を除きます。	給食費、学用品費等の一部を援助	・災害関係支出の金額を証する書類 ・保険金などによる補てん額が分かる書類など	教育財務課 財務担当 ☎049-224-6083
18	マイナンバーカードの再発行手数料の免除	地震、風水害、火災その他の災害によりカードを破損、消失した場合	手数料の免除	・被災証明書等の被害があったことを確認できる書類 ・本人確認ができるもの(免許証等) ※破損したカードは返納してください。	市民課 住民記録担当 ☎049-224-5744
19	被災家屋の消毒	水害により家屋に床上・床下浸水等の被害が発生した場合	床上・床下浸水等の被害を受けた家屋に対して、ご希望があれば、消毒を実施します	手続きに必要な物はありません。担当までお尋ねください	川越市保健所 食品・環境衛生課 環境衛生担当 ☎049-227-5103
20	災害見舞金の支給	市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害により被害を受けた場合(災害救助法の適用を受けないものに限る)	1 療養に要する期間がおおむね1か月以上である負傷 当該負傷を受けた方1人につき4万円 2 住居の全焼、全壊または流失 13万円 3 住居の半焼または半壊 7万円 4 住居の部分焼または水損 3万円 5 住居の床上浸水 7万円	確認調査等の実施によります	福祉推進課 地域生活支援担当 ☎049-224-5769
21	弔慰金の支給	市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害により死亡した場合(災害救助法の適用を受けないものに限る)	災害により死亡した方1人につき15万円	確認調査等の実施によります	福祉推進課 地域生活支援担当 ☎049-224-5769
22	り災者住宅の貸し付け	市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害により住宅を滅失した方	2か月以内の期間、住宅を無償で貸し付けます	確認調査等の実施によります	福祉推進課 地域生活支援担当 ☎049-224-5769
23	日赤災害救援物資配布	暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象または、火事、爆発等により被害を受けた場合(災害救助法の適用を受けないものに限る)	○全焼、全壊、流失、半壊、半焼の場合 ・布団セット、毛布、緊急セットを配布 ○床上浸水等の場合 ・毛布、緊急セットを配布	確認調査等の実施によります	福祉推進課 地域生活支援担当 ☎049-224-5769
24	災害ごみの処理手数料の免除	地震、風水害、火災その他の災害により被害を受けた方	災害により発生したごみ(家財道具など)を市の処理施設に持ち込んだ際に、その処理手数料を免除します ※火災の場合には、現地確認を行いますので、持ち込み前に担当までお問い合わせください。	被災証明書または罹災証明書	環境施設課 管理担当 ☎049-239-6901
25	浸水住宅等排水処理費補助金	以下の要件を全て満たすこと ①水害により、床上浸水または床下浸水の被害にあった住宅等であること ②住宅等の基礎部の構造が「ベタ基礎」等、自然排水が困難であるため、床下に溜まった水の排水作業を行っていること	次のうち、いずれか低い額を補助 ①排水処理に要した費用の2分の1 ②3万円	・基礎部の構造がわかる図面等の写し ・排水処理に係る領収書	防災危機管理室 防災担当 ☎049-224-5554
26	埼玉県中小企業制度融資 経営安定資金(知事指定等貸付) 【災害復旧関連】	市内で災害の影響を受け、市の発行する「罹災証明」を受けた中小企業者	【資金使途】 ○設備資金:災害の復旧に必要な工場、店舗の建設または機械設備の購入資金等 ○運転資金:災害の復旧に必要な資金 ・限度額:設備・運転資金ともに8,000万円 ・利率:年1.4%以内(期間別設定) ・期間:設備資金…1年超10年以内 運転資金…1年超10年以内 償還方法:元金均等月賦償還(2年以内据置) ・信用保証:付する(保証料年0.45%～1.5%以内)	①埼玉県中小企業制度融資申込書 ②事業税の納税証明書等 ③確定申告書(決算書)の写し(最新2期分) ④許可書・登録書等の写し ⑤埼玉県中小企業制度融資に関する特約書 ⑥見積書の写し ⑦市発行の罹災証明書 ⑧信用保証協会必要書類 ※①の用紙は受付窓口にて配布 ※⑥は設備資金を申し込む場合に必要	〒350-8510 川越市仲町1-12 川越商工会議所 ☎049-229-1850 ※郵送不可